



Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

ファンド監査の実態について

～監査法人等に対する検査結果等を踏まえた状況～

平成25年11月13日

公認会計士・監査審査会

1. ファンドに対する監査

- ① 証券投資信託、不動産投資法人に係るファンド監査
(投資法人、特定目的会社など)
- ② 投資事業有限責任組合に係る監査
- ③ その他のファンド監査(任意監査)
(海外籍ファンドなど)

ファンド監査の状況

	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
1. 実施状況	委託会社の監査とファンド監査を併せて実施	ファンド監査のみが多い（一部、委託会社の監査と併せて実施）	ファンド監査のみ？
2. 受嘱	監査リスク（実在性と時価の入手可能性）を厳格に検討	監査リスク（実在性と時価の入手可能性）の検討にバラつきあり	監査リスク（実在性と時価の入手可能性）の検討が不十分？
3. 監査報酬	委託会社の監査とファンド監査の合計で報酬決定	ファンド監査全体で採算を検討	低廉な報酬で受嘱？
4. 監査担当者	金融の専門部署の人員から選任。法人内部に資産評価の体制を整備	金融事業の監査を行っている人員から選任。担当者固定化	ファンド監査に関する知識や経験がない人員を選任？
5. 監査手続 (1) 証券投資信託等	受託会社の内部統制の理解、実在性の検証、時価評価について、厳格に手続実施	受託会社の内部統制の理解、実在性の検証、時価評価について、一部不十分な監査手続あり	十分な監査手続が実施されているのか？
5. 監査手続 (2) 投資事業有責組合	組合の内部統制の理解及び評価の基礎データの妥当性を確認した上で、評価基準の準拠性を検証	組合資料を入手して、評価基準への準拠性を検証。一部不十分な監査手続あり。	組合資料を批判的に検討した上で、評価基準への準拠性を検証？
6. 意見表明審査	ファンド監査の知識、経験がある者を審査担当者に選任	ファンド監査の知識、経験がある者を審査担当者に選任	審査担当者の適格性は？
7. 海外籍ファンド	海外籍ファンドの受嘱なし。海外籍ファンドを含むFoFs監査あり。受嘱、監査手続ともに国内ファンドより慎重、厳格に対応	海外籍ファンドの受嘱なし。海外籍ファンドを含むFoFs監査あり。FoFsの監査の受嘱、監査手続ともに国内ファンドの監査と同様	通常のファンド監査以上の監査手続等が実施？ ファンド監査に係るより深い理解や経験は？

(注) 大手監査法人及び準大手監査法人の一部に対するヒアリング結果等による

中小監査法人等の実施したファンド監査の状況

監査法人数	ファンド数			法定			任意	平均 監査報酬 (千円)	平均 監査時間	平均 審査時間
	計	国内	海外	計	資産流動化 ・金商法	投資事業 有責組合				
24	188	181	7	126	60	66	62	641	54.9	1.8



		法定			任意
		計	資産流動化 ・金商法	投資事業 有責組合	
		126	60	66	62
監査報酬 (千円)	平均	577	533.9	617	771
	最大	6,500	1,800	6,500	5,500
	最小	50	70	50	0
監査時間	平均	53.6	51.1	55.5	63.15
	最大	530.5	225	530.5	437.5
	最小	4.5	17.5	4.5	3.5
審査時間	平均	1.6	1.7	1.6	2.1
	最大	7	7	7	15.5
	最小	0.5	1	0.5	0

(注1) 平成25年に検査・報告徴収等を実施した準大手監査法人の一部及び中小監査法人（75法人）のうち、ファンド監査を実施している24監査法人の状況。

(注2) 監査手続等についての実態把握を継続中。

2. ファンド監査に係る監査手続等

【投資事業有限責任組合】

□ 根拠となる法令

投資事業有限責任組合契約に関する法律

□ 準拠すべき指針

- 日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第38号
「投資事業有限責任組合の会計処理及び監査上の取り扱い」

□ 監査手続の中心

- 組合契約に規定する評価基準への準拠性
(組合における投資の評価手続の有効性)
→投資の評価額の妥当性を含めたものではない。

日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第38号
「投資事業有限責任組合の会計処理及び監査上の取り扱い」のポイント

1. 概要（策定経緯等）

- 平成10年11月「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」施行
→平成11年3月業種別委員会実務指針第13号「中小企業等投資事業有限責任組合における会計処理及び監査上の取扱い（中間報告）」公表
- 平成16年4月「投資事業有限責任組合契約に関する法律」成立、証券取引法改正→一定の場合に開示義務
- 平成19年3月業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計処理及び監査上の取扱い」公表

2. 監査手続のポイント

① 実在性

- 有価証券に対する実査等（第85項）

② 評価

- 投資は時価評価（有責組合会計規則第7条）
 - 時価は、組合契約で規定
 - 経済産業省が評価基準モデルを制定
 - 時価評価を前提とした評価基準モデルの採用（第22項）
- 当該評価モデルを採用しない場合（第53項）
 - 監査の客観性の観点から問題が生じる可能性
 - 受嘱できないことを示唆

<想定される問題点>

1. 組合における投資の評価手続の有効性（組合契約に規定する評価基準への準拠性）で十分か？

- ・ 監査報告書は組合契約で定められた投資の評価基準への準拠性についての意見表明

→投資の評価額の妥当性を含めた意見を表明するものではない
（ファンドが保有する市場性のない有価証券の評価についても、上場会社等と同様に妥当性の監査が行われているのとの誤解を生じるのではないか。）

<想定される問題点>

2. 実務指針の運用

- 有責組合会計規則第7条—投資は時価評価
↓
- 時価評価を前提とした評価基準モデルの採用（第22項）
↓
- 直近のファイナンスの価格を操作して時価とすることも
- 評価基準モデルは、組合の会計実務を拘束しない（第53項）
↓
- 評価方法は、組合契約に定めるところによる
（評価基準モデルの採用にバラつきあり？）